

新公立病院改革プランの策定に関する経過と現状

- 平成 27 年 3 月
総務省より「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、新公立病院改革プラン策定の要請あり。
- 平成 29 年 3 月
加賀市医療センター改革プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）を策定。令和 2 年度には改定されたガイドラインが示される見込みであり、それに基づき令和 3 年度～令和 7 年度の延長プラン策定を予定。
- 令和 2 年 10 月
新型コロナウイルス感染症の流行により、現行ガイドラインの改定等を含む新たなガイドラインは、その時期も含めて改めて示すとの通知が総務省より出される。
- 令和 3 年 3 月
加賀市医療センターの暫定的な経営数値目標を設定（※資料 1-3）
延長プランの策定は、新たなガイドラインが示され、厚生労働省が発出した再検証等要請通知を受けて、各地域の地域医療構想調整会議において行われる議論等も踏まえて策定するものとされる。
- 令和 4 年 1 月
総務省より「令和 4 年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」が通知される。その中で、令和 3 年度末までに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が策定され、令和 4 年度又は令和 5 年度中の「公立病院経営強化プラン」の策定が要請されることとなる。（※資料 1 参考資料）

加賀市医療センターでは、この経営強化ガイドラインとそれに基づく地域医療構想調整会議を踏まえて、令和 5 年度末までに「加賀市医療センター経営強化プラン」を策定するものとする。